

保護者 様

千葉日本大学第一高等学校 事務室

就学支援金(家計急変制度) について

いつも本校の教育活動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
千葉県より標記の件について、周知・手続きの依頼がありましたのでご連絡
致します。

対象者：令和5年1月～令和5年6月に家計急変があった世帯
※就学支援金受給額が30,500円で決定している方を除く

受給要件について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰すことのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。自己都合退職は対象外。

就学支援金決定が、「収入超過」・「受給額が9,900円」の方については、以下の要件を満たす場合に、家計急変支援の対象として追加で就学支援金を受給できる可能性があります。該当になった場合月額30,500円を支給。

家計急変事由に該当し世帯年収が約590万円未満相当まで減少

※家計急変事由や直近の収入状況を証明する書類が必要

※入学前に家計急変事由が発生した場合も、収入が減少した状態が入学時に継続していれば対象

※世帯年収については、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

※ 家計急変支援の対象となった後に再就職するなど、推計年収が基準額以上相当に回復すると見込まれることとなった場合は、支給の対象外となりますので、回復後直ちに事務室にご連絡後に収入回復届出書を提出する必要があります。

申請時期：7月及び1月の年2回

※1月については、令和5年9月から12月に急変した方が対象

申請書類について（1と2の書類を同封し事務室へご提出下さい。）

1. 家計急変の事由がわかる書類 ※ア～カ等のいずれか一つ

ア. 離職票 イ. 雇用保険受給資格者証 ウ. 解雇通告書 エ. 破産宣告通知書
オ. 廃業等届出 カ. その他、発生事由が確認できる書類 等

2. 家計急変後の収入がわかる書類

(令和5年1月～令和5年6月) ※ア～オ等のいずれか一つ

ア. 会社作成の給与見込 イ. 直近の給与明細 ウ. 帳簿 エ. 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 オ. その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等

事務室申請期限：7月25日

※ご不明な点などございましたら事務室山下までご連絡をお願い致します。